

第1章 6次産業化の定義と国・県の施策

1 定義・理念

まず、この報告書の調査対象として扱う「6次産業化」についての概要とそれを巡る国等の施策を整理しておく。

「6次産業化」という言葉は、今村奈良臣東京大学名誉教授が1995年頃に提唱したもので、それから3年後に出版された「地域に活力を生む、農業の6次産業化」のなかにおいて次のように定義されている。

「農業が1次産業のみにとどまるのではなく、2次産業や3次産業にまで踏み込んで農業に新たな価値を呼び込み、お年寄りや女性にも新たな就業機会を自ら創り出す事業と活動」（今村 1998：1）

そして、この「6次産業」とは、1次産業＋2次産業＋3次産業＝6次産業という構図で語られていたが、その後、1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業と掛け算で表されるようになっていく。これは、生産段階である1次産業の農業が零になれば、いくら掛けても零になってしまうという考えに基づいたものである。すなわち、生産者を主体においた地域農業の活性化にかかる議論が強調されるものである。

ただし、ここに定義されるのは6次産業化を一般化して語るうえでの表現であり、実際の個別具体的な段階では、地域の特徴・状況に応じたアプローチが各々に想定されてくるものである。

また、本調査研究と6次産業化に関する研究会においては、「生産者側の立場から見た6次産業化」という視点から検討を進めてきたものであることから、生産者が今後農業活性化に向けてどう関わっていくか、という点が主たるテーマになる。よって、本報告書にいう6次産業化とは、「生産者が自ら作る農産物を、加工や他の事業者との連携のなかで付加価値を付けながら、自らで販売する活動」とした捉え方を軸に構成している。

2 農商工等連携との共通点・相違点

6次産業化に類似する概念に「農商工等連携」がある。これは、農（1次産業）、工

(2次産業)、商(3次産業)または大学や自治体等が相互に強みを活かした連携を通じて付加価値を生み出しながら、地域に新たな事業・産業を構築して地域経済の活性化を図るものである(後久 2011:8)。

ここで6次産業化と農商工等連携との共通点・相違点を整理しておく、次の通りである(後久 2011:9)。

表 1-1 6次産業化と農商工等連携との比較

	6次産業化	農商工等連携
共通点	① 1次産業、2次産業、3次産業の枠組みの共通性 ② 地域資源を有効活用するという共通性 ③ 「地域を活性化する」という目指す目標の共通性	
相違点	① 主には農林漁業が2次産業、3次産業を取り込む	① 農商工等が各々の強みを出し合う
	② 農林漁業が主導(伝統的加工品が中心)	② 商工による主導が多い
	③ 事業規模は多様だが、1億円規模が上限の目安	③ 小規模～大規模まで幅広い事業規模が想定される

出所：後久博(2011)

上の表に示す通りそれぞれに特徴があるが、ともに目標を共通にしていることから両者を全く別分野のものとして分けて考える必要はあまりなく、農業を巡る地域の活性化を語る際に考えるべき視点としては、そのいずれの考え方も出てきうるものだといえる。ただし、本報告書の趣旨からすると、農林漁業側から見た地域活性化という6次産業化の概念の方がより整合する。

3 国の施策

我が国では2009年以降に6次産業化の推進を農林水産政策大綱(民主党)に掲げ、翌年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、略称「6次産業化法」が成立した。

この法律に基づく施策「総合化事業計画」により、農林漁業者等への制度資金の優遇

等を中心とした支援措置が用意された。同計画の認定を受けるには、農業者等が 3～5 年間の経営目標を設定したうえで、①農林水産物及び新商品の売上高が 5 年間で 5%以上増加、②農林漁業及び関連事業の所得が向上し、かつ実施期間終了時点において、売上高が経営費を上回っていること、の 2 要件を満たす必要がある。

これによって、今後農林漁業者が生産物の生産、加工、販売を一体として取り組む際に、農林水産大臣の許可を受けると各種法律の特例措置（例：農業改良資金融通法に基づく無利子融資資金の償還期限と据置期間の延長、農地転用手続きの簡素化等）が受けられるようになった。

また、国は 6 次産業化に関する予算化を図るため、2010 年度より「未来を切り拓く 6 次産業創出総合対策予算」が組まれるなど、本格的な動き出しに向けた体制が整えられ始めている。

そして、政府の農業分野の指針を示すため 2011 年に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中では、農林漁業再生のための 7 つの戦略の一つとして、農業の競争力強化に寄与すべく 6 次産業化が位置づけられ、農林漁業の高付加価値化等の必要性が強調された。こうした動きを踏まえて、2012 年に国家戦略会議が決定した日本再生戦略において、重点分野とされた 6 次産業化に対し次年度からの政策財源を優先的に配分する方針を出すなど、さらなる推進体制の強化が図られようとしている。

ただし、今後は、民主党から自由民主党への政権交代にともなう施策の展開にも注意を払う必要がある。

4 滋賀県の施策

滋賀県では、農業・水産業部門の次期基本計画となる「しがの農業・水産業新戦略プラン」を 2011 年に策定し、農業の安定経営や農村振興等といった重点戦略を立てながら、滋賀の農業・水産業の基本方向を示している。この中で、「各戦略に横断的に関係する施策」として 6 次産業化の必要性が謳われ、国の施策をふまえた 6 次産業化推進に関連する支援施策が進められている。

こうした 6 次産業化に関連した事業等の概要を次に示す。

表 1-2 6次産業化に関する主な国等の事業 2012 年度

事業類型	事業名	事業の概要	予算額
6次産業 支援	6次産業総合 推進事業	都道府県ごとに「6次産業化プランナー」を配置して、6次産業化の取組みに対して総合的なサポートを行うとともに、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、6次産業化に取り組む環境づくりとなる技術研修等の取組みに対して支援する。 1. 6次産業総合推進委託事業…各都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、経営相談や研修会等を実施。 2. 6次産業総合推進事業 (1)地域段階の取組 ①農林漁業者等による6次産業化に向けた計画づくり、新商品開発、販路開拓等の支援(補助率:定額・2/3、1/2 実施主体:民間団体等) ②農林漁業者等への技術研修等の開催(補助率:1/2 主な実施主体:民間団体) (2)全国段階の取組…6次産業をサポートする人材の育成・紹介や経営診断、また販路拡大に向けた商談会の開催等。	1,445百万円 (昨年度 1,567百万円)
	6次産業化推進 整備事業	6次産業化を推進するために、農業サイドが主導した加工・流通・販売等の経営の多角化、地産地消の推進、農林漁業者と食品事業者が求める処理加工施設や直売施設、農林漁業用機会等の整備を支援。 6次産業化法等により認定された農林漁業者等が行う農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援(補助率:1/2以内 主な実施主体:民間団体)	2,194百万円 (昨年度 982百万円)
	地産地消の推進	主な内容 6次産業化につながる地産地消活動に必要な加工・販売施設等の整備のほか、地産地消の推進のための取組等を支援する。 1. 6次産業化推進の取組に対する支援…地産地消活動に必要な新商品開発や販路開拓、直売所の活性化のための研修実施等への支援。(補助率:2/3、1/2以内 主な実施主体:農林漁業者、民間事業者) 2. 加工・販売施設等の整備に対する支援…地産地消活動に必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械、施設の整備への支援。(補助率:1/2以内 主な実施主体:農業者団体) 3. 地産地消の普及・拡大…地産地消に係る情報の収集、提供や人材の育成等の取組への支援。(補助率:定額 主な実施主体:民間団体)	・6次産業化推進整備事業のうち地産地消の取組促進2,194百万円の内数 ・6次産業総合推進事業711百万円の内数 ・産地活性化総合対策事業5,288百万円の内数
産地収益 力向上	産地活性化対策 事業	農業の持続的発展に向けた所得の増大、農作業安全対策の推進等による産地の活性化を支援。 1. 産地の収益力向上への取組に対する支援…生産技術力の強化、有機農業の推進、地域バイオマスの利活用の合理化の取組を支援。 2. 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援…麦、大豆等については、生産拡大に必要な体制づくり等を支援。 3. 高齢農業者の農作業安全対策の取組に対する支援…高齢農業者等の安全意識向上に資する取組等を支援。 4. 農畜産業機械等リース支援…産地活性化、地域作物支援、施設園芸における省エネルギー設備の導入、畜産新規就農の促進等に必要となる農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減する。 <補助率:1~3については、定額、6/10、5/10、1/2、1/3、1/10以内 4については、定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内等) 主な実施主体:協議会、民間団体>	5,288百万円 (昨年度12,331百万円)
	野菜・果実の 流通対策	加工・業務用需要に対応した中間事業者を介した供給経路の構築や青果物の革新的広域流通体制の構築に対して支援。 1. 全国推進事業…中間事業者の育成・確保に向け、経営発展に向けた産地との連携強化や、安定供給体制の確立等の取組を支援。(補助率:定額 主な実施主体:民間団体) 2. 地区推進事業 (1)国産原材料の供給連鎖の構築の取組への支援…国産原材料の安定的な供給連鎖の構築に向け、生産者・中間事業者・食品製造業者等による一体的な取組を支援。 (2)広域流通システムの構築の取組への支援…生産者と流通業者の低コスト輸送体制の整備に向けた検討や流通の低コスト化に向けた実証の取組を支援。(補助率:定額、1/3 主な実施主体:生産者、流通業者等で構成する協議会) 3. 整備事業…サプライチェーンの構築、広域流通システムの構築に必要な施設の整備等を支援。(補助率:1/3 主な実施主体:生産者団体、農業生産法人、民間事業者)	産地活性化対策事業 5,288百万円の内数 (昨年度12,331百万円)

産地収益力向上	有機農業の推進	<p>有機農業への参入促進、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等を推進するとともに、有機農業に取組む産地の収益力向上のための生産技術力強化等の取組を支援する。</p> <p>1. 全国段階での有機農業の総合的な支援 (1) 有機農業参入促進対策……有機農業の相談活動や情報提供、講習会等を推進。 (2) 有機農業栽培技術体系化促進対策……有機農業のデータ整備や標準的栽培技術の体系化の推進、また技術情報を発信。 (3) 有機農産物価値理解促進対策……有機JAS認定農産物の講習会、生産者向けの販売戦略に関する情報提供等を推進。 <(1)～(3)について、補助率:定額 主な実施主体:民間団体> 2. 有機農業に取組む産地の収益力向上対策……販売力企画力強化、生産技術力強化、人材育成力強化を支援。<補助率:定額 主な実施主体:産地収益力向上協議会> 3. 有機農業の推進に必要な施設の整備<補助率:1/10 主な実施主体:民間団体></p>	<p>・産地活性化対策事業 5,288百万円の内数 ・生産環境総合対策事業 67百万円(昨年度 104百万円)</p>
	強い農業づくり交付金	<p>高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減等の取組に必要な共同利用施設整備等を支援。</p> <p>1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保……共同利用施設の新設支援等。 2. 安全で効率的な流通システムの確立……卸売市場施設の整備等を支援。 <交付率:事業費の1/2以内 主な実施主体:都道府県、市町村、農業者団体、NPO法人></p>	<p>2,093百万円 (昨年度3,127百万円)</p>
就農支援	新規就農総合支援事業	<p>青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、総合的に支援。</p> <p>1. 新規就農者確保事業……前・就業直後の所得を確保する給付金を給付等。 2. 農業者育成支援事業……就業希望者や経営発展を目指す農業者等に対して情報提供や就業相談、また農業経営者教育機関への支援等。 <1～2について、補助率:定額、1/2 主な実施主体:都道府県、市町村、民間団体></p>	<p>13,574,253千円 (0)</p>
経営支援	経営体育成支援事業	<p>意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織の農業用機械の整備等を国が直接支援する。</p> <p>1. 融資主体型補助……融資主体で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付する。また、金融機関への債務保証の拡大を支援する。<補助率:融資残額(事業費の3/10上限)、定額 主な実施主体:地域協議会> 2. 経営体育成補助……新規就農者の農業用機械等導入の初期投資の軽減、共同利用機械等の導入を支援。<補助率:1/2以内 主な実施主体:地域協議会></p>	<p>6,345,507千円 (昨年度7,167,635千円)</p>
女性・高齢者の能力活用	女性・高齢者等活動支援事業	<p>地域農業の活性化や6次産業化で活躍する女性経営者の発展を支援する。また高齢者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを支援。</p> <p>1. 女性経営者発展支援……女性経営者相互のネットワークの形成や異業種・民間企業との交流・情報交換となるワークショップの開催等。 2. 男女共同参画加速化事業……意識啓発にかかる研修やシンポジウムの開催等の支援。 3. 農村高齢者活動支援事業……①高齢者グループ等が行う起業等の活動、②健康に関する知識の指導等、③高齢者が農作業指導を行う仕組みづくりを支援。 4. 障がい者就労支援事業 <1～4について、補助率:定額、2/3、1/2 主な実施主体:協議会、NPO法人、任意団体></p>	<p>200,362千円 (昨年度129,281千円)</p>
施設整備	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	<p>市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設の整備を支援。</p> <p>1. 農山漁村活性化のための施設整備への支援 (1) 生産基盤及び加工・生産施設等の整備 (2) 定住環境の整備 (3) 地域間交流の拠点施設の整備 <補助率:定額、1/2等 主な実施主体:都道府県、市町村、農林漁業者団体></p>	<p>4,075百万円 (昨年度18,357百万円)</p>
農商工等連携	農商工等連携対策支援事業	<p>中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を活用して行う事業に要する経費の一部を補助する。 農商工等連携促進法の計画の認定を受けた事業者が取組む新商品開発や販路開拓費等を支援。<補助率:2/3以内 主な実施主体:法認定された中小企業者></p>	<p>新事業活動促進支援補助金20億円の内数 (昨年度31億円)</p>
滋賀県			
農商工等連携	しが新事業応援ファンド(独)中小機構、(県)	<p>中小企業等が地域資源を地域資源を活用した新しい商品・サービス開発等の新事業を創出するために必要な企画検討や試作開発等の取り組みを資金面から支援する。<助成率:原則1/2、上限300万円 助成期間:最長3年 主な実施主体:県内中小企業者、農事組合法人></p>	<p>ファンド規模40億円 うち県200,000千円</p>
地産地消	おいしがうれしがキャンペーン登録制度(県)	<p>滋賀県と食品販売事業者等が協働して、地域の農産物や加工品を定期的・継続的にクローズアップする「地産地消」を推進する運動。 県産農水産物やその加工品を直接販売する県内事業者がキャンペーン登録することで、消費者に対して、登録店に行けば滋賀県産の農水産物や加工品(料理等を含む)を購入できることを周知できる。</p>	<p>8,901千円 (昨年度 6,843千円)</p>
安全・環境	環境こだわり農産物認証制度(県)	<p>県が定めた基準に基づき、化学合成農薬・化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖等の環境への負荷を減らす技術で生産された農産物を、県が「環境こだわり農産物」として認証する制度。</p>	<p>293千円 (昨年度 247千円)</p>